

主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴申立て以後に生じた1審原告控訴人らの訴訟費用は、1審原告控訴人らの負担とし、控訴申立て以後に生じた1審被告、1審原告P1及び1審原告P2の訴訟費用は、1審被告の負担とし、控訴申立て以後に生じた参加人P3の参加費用は、参加人P3の負担とし、控訴申立て以後に生じた参加人P4の参加費用は、参加人P4の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 1審原告控訴人ら

- (1) 原判決主文第1ないし第4項を次のとおり変更する。

ア 1審被告は、参加人P3に対し、76万2370円及びこれに対する平成15年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

イ 1審被告は、参加人P4に対し、22万4000円及びこれに対する平成15年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

ウ 1審被告は、P5に対し、9万5040円及びこれに対する平成15年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

エ 1審被告は、P6に対し、7万7760円及びこれに対する平成15年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

- (2) 訴訟費用は、第1、第2審とも1審被告の負担とし、参加費用は、第1、2審とも参加人らの負担とする。

2 1審被告

- (1) 原判決中、1審被告敗訴部分を取り消す。
- (2) 1審原告らの請求を棄却する。

(3) 訴訟費用及び参加費用は、第1、第2審とも1審原告らの負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、函館市の住民である1審原告らが、函館市議会の6会派（参加人P3、参加人P4、P5、P6、P7及びP8）が平成13年度に1審被告から支給された政務調査費について使途基準に違反する違法な支出を行っており、上記各会派は函館市に対して上記支出に係る政務調査費相当額を不当利得として返還すべきであるにもかかわらず、函館市長は上記各会派に対する返還請求を違法に怠っているとして、地方自治法（以下「法」という。）242条の2第1項4号に基づき、函館市長である1審被告に対し、上記各会派に対して当該支出額に相当する金員及びこれに対する不当利得返還請求権発生の後であり、訴状送達の日翌日である平成15年3月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を請求することを求めた事案である。

(1) 原審は、1審原告らの請求のうち、別紙の番号7ないし9、14、17及び18の各支出に係る請求を認容した（函館地方裁判所平成15年（行ウ）第2号）。1審原告控訴人ら及び1審被告は、それぞれ控訴した。

(2) 控訴審は、1審原告らの請求のうち、別紙の番号1ないし14の各支出に係る請求（参加人P3、参加人P4、P5及びP6の行った支出に関する部分）を認容し、別紙の番号15ないし18の各支出に係る請求（P7及びP8の行った支出に関する部分）を棄却した（当庁平成 年（行コ）第 号）。1審被告は、上告受理の申立てをしたが、1審原告控訴人らは、上告又は上告受理の申立てをしなかったため、その敗訴部分（別紙の番号15ないし18の支出に係る請求）が確定した。

(3) 最高裁判所は、上告人敗訴部分（別紙の番号1ないし14の各支出に係る請求（参加人P3、同P4、P5及びP6の行った支出に関する部分））を破棄し、これを、札幌高等裁判所に差し戻した（最高裁判所平成 年（行

ヒ)第 号。(以下「本件上告審判決」という。))。

(4) 本件は、上記差戻し後の控訴審の事件であり、当審における審理の対象は、別紙の番号1ないし14の各支出に係る請求(参加人P3,同P4,P5及びP6の行った支出に関する部分)である。

2 争いのない事実等は、次のとおり改めるほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決4頁7行目から9行目にかけての「参加人P3,同P4,P5,P6,P7及びP8(以下「本件各会派」という。)」を「参加人P3,同P4,P5及びP6(以下「本件各会派」という。),P7並びにP8」と改める。

(2) 原判決4頁11行目の「参加人P9」を「亡P9(以下「亡P9議員」という。))と改め、以後、「参加人P9」とあるのを、すべて「亡P9議員」と読み替える。

(3) 原判決4頁15行目の「13項」を「14項」と改める。

(4) 原判決4頁23行目の「13項及び14項」を「14項及び15項」と改める。

(5) 原判決7頁14行目の「一覧表の番号1ないし18」を「一覧表の番号1ないし14」と改める。

3 争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおり訂正、削除するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決9頁7行目冒頭から10頁18行目末尾までを次のとおり改める。

「ア 会派が調査研究を行っていない点について

(ア) 本件上告審判決は、「具体的な調査研究活動ごとに、その活動内容及びこれに必要な政務調査費からの支出を求める金額を会派に申請

し、会派の代表者及び経理責任者からその活動内容及び金額の承認を得た上で、経理責任者からその金員の交付を受けた」ことが認められれば、本件各会派の代表者がした承認は、会派の名において、各所属議員の発案、申請に係る調査研究活動を会派のためのものとして当該議員にゆだね、又は会派のための活動として承認する趣旨のものと認める余地があり、そのように認められる場合には、本件用途基準にいう「会派が行う」との要件は満たされることになるし、そのような事実が本件各支出について存在するかどうか、存在するとしてその場合の本件各会派の代表者の承認を上記趣旨のものと認めることができるかなどの点について審理することを命じ、本件を当審に差し戻した。

(イ) 本件上告審判決の判示したところの承認要件が満たされているか否かについての1審原告らの主張は以下のとおりである。

調査研究を会派が行ったと言えるためには、各政務調査費の支出に関し、会派の代表者及び経理責任者の事前又は事後の承認が必要であり、そのためには、どこへ行って(調査先)、何を調査するのか(調査内容)、函館市政とどのようなつながりがあるか(市政との関連性)、なぜ、それを今する必要があるのか(調査の必要性)の4点を事前あるいは事後に会派代表者及び経理責任者に報告することが必要である。以下、各支出につき、論ずる。

a 番号3の支出

「政務調査費支出伝票」(甲5の2の1)は、福井県小浜市、石川県輪島市及び金沢市の調査が終了した後の平成13年4月20日付けで作成されており、事前には会派代表者及び経理責任者の承認を得たという証拠は存在しない。事後報告は、同月25日付けで提出されているが、報告の宛先が記載されておらず、また、この報告

には、上記要件 が含まれておらず、会派代表者が事後に承認を与えたと認めることはできない。

なお、旅費の支出がされた平成13年4月20日には報告書はまだ提出されていないから、支出をもって会派代表者及び経理責任者が承認を与えたと判断することもできない。

よって、番号3の支出は、事前あるいは事後に会派代表者の承認を得た出張に関するものではなく、本件用途基準に反する違法な支出である。

b 番号4の支出

調査研究前に会派代表者宛てに提出された「政務調査費支出伝票」（甲5の2の3）には、用務地として東京都、旅行の目的として「東京都の防災計画についての調査」と記載されているが、上記要件

が記載されいない。報告書が平成13年6月5日付けで提出されているものの、それにも同 は記載されていない。同 を事前あるいは事後に、口頭で補充して承認を得たとの証拠はないから、この支出は、「会派性」の要件を満たさない違法な支出である。

なお、旅費の支出がされた同年5月28日には報告書はまだ提出されていないから、支出をもって会派代表者及び経理責任者が承認を与えたと判断することはできない。

c 番号5の支出

調査研究前に会派代表者宛てに提出された「政務調査費支出伝票」（甲5の2の7）には、用務地として金沢市、旅行の目的として「高次都市機能調査「P10」」と記載されているが、上記要件 が記載されいない。同 を口頭で補充して事前に承認を得たとの証拠はないし、報告書は平成13年11月5日付けで提出されているものの、事後に代表者がそれに承認を与えたとする証拠もないから、

この支出は、「会派性」の要件を満たさない違法な支出である。

d 番号6の支出

調査研究前に会派代表者宛てに提出された「政務調査費支出伝票」(甲5の2の8)には、用務地として「鹿児島市、山口市、富士宮市」、旅行の目的として「環境行政・高等教育問題・国際交流事情調査」と記載されているが、上記要件が記載されていない。同

を口頭で補充して事前に承認を得たとの証拠はないし、報告書は平成13年12月5日付けで提出されているものの、事後に代表者がそれに承認を与えたという証拠もないから、この支出は、「会派性」の要件を満たさない違法な支出である。

e 番号7の支出

調査研究前に会派代表者宛てに提出された「政務調査費支出伝票」(甲6の2の1)の旅行目的の欄は空白であり、用務地も「東京都目黒区、渋谷区、中央区」と記載されているだけで、「政務調査費支出伝票」には具体的な調査研究の内容が記載されていない。

P11議員は、原審における証人尋問においても、東京都目黒区P12について「会派の指示ではなく、自分の判断で実施した(同証人尋問調書1頁)」、「会派に対する報告は甲6の2の1のみである(同調書3頁)」と証言し、また、P13研究所、P14開発「P15」についても、「会派の指示による調査ではなかった(同調書6頁)」と証言し、具体的な調査研究の内容を事前に会派代表者に申請し、承認を得たとは述べていない。P11議員は、平成13年5月30日に報告書を会派代表者に提出しているが(甲6の2の1)、それを会派代表者が承認したとの証拠は存在しない。

よって、番号7の支出は、事前及び事後に具体的な調査研究の内容について会派代表者の承認を得ない出張に関するものであり、「会

派性」の要件を満たさない違法な支出である。

f 番号 8 の支出

調査研究前に会派代表者宛てに提出された「政務調査費支出伝票」(甲 6 の 2 の 3)には、旅行の目的として「P 1 6 とイベント開催時の運営管理について」と記載されているが、P 1 1 議員によれば、「P 1 6 ではイベントはやっていなかった(イベントをやっているか否かの事前調査はしていない)(同人の原審における証人尋問調書 1 3 頁)」ということであるから、「政務調査費支出伝票」に記載された目的と実態に重大な食い違いがある。イベントを開催していない P 1 6 を見学者の一人として見て歩くことについて事前に会派代表者が承認を与えることはあり得ないし、P 1 1 議員が報告書を提出したのは調査から 3 か月以上経過した翌年の平成 1 4 年 1 月 3 0 日であるから、事後に承認を得たという証拠も存在しない。

よって、この支出は、「会派性」の要件を満たさない違法な支出である。

また、P 1 7 展の見学は「政務調査費支出伝票」の旅行の目的にその旨が記載されておらず、事後に承認を得たという証拠も存在しないから、これは、事前・事後に会派代表者の承認を得ないで行われた調査であり、「会派性」の要件を満たさない違法な支出である。

g 番号 9 及び 1 0 の支出

調査研究前に会派代表者宛てに提出された「政務調査費支出伝票」(甲 6 の 2 の 4)には、旅行の目的として「「P 1 8」展の視察」と記載されているが、上記要件 が記載されいない。同 を事前あるいは事後に、口頭で補充して事前に承認を得たとの証拠はないから、この支出は、「会派性」の要件を満たさない違法な支出である。

h 番号12の支出

1 審被告は、「P5の代表者であるP19議員は、平成13年4月上旬の同クラブ会派会議の席上、同月13日開催されるP20協会P21支部主催の食の祭典の内容及びこれが函館市政と関連することを説明し、同議員が同クラブの政務調査費から会費1万円を支出して、その食の祭典に出席する旨説明し、承認を得た。」と主張するが、それを裏付ける会議録の類は提出されていない。

また、かかる調査の実態は、要するにP19議員が、「食の祭典」に参加して飲食（討論）したというだけのことであり、実態のとおりのことを事前に会派代表者に報告し、会派代表者が承認を与えることはあり得ない。

i 番号13の支出

1 審被告は、「平成13年4月初旬ころ、P5に所属していた亡P9は、函館市議会の同クラブ控室において同クラブの代表者たる会長であるP19議員のほか数名の同クラブ所属議員のいる中で、会長であるP19議員に対し、同年のゴールデンウィーク中に2泊3日で東京に出張し、商店街を視察し商店街活性化の調査をし、またP22を視察しP23に係留して公開されているP24活用について調査をするため、同クラブの政務調査費からその費用を支出してもらいたい旨要請した。」と主張するが、会議録の類は提出されていない。

また、調査報告書も感想文の域を出るものではなく、どのような船を見たのか、どういう点で函館のP24と異なった特徴があるのか、函館市政とどう関連するのかについての具体的記述が全くない。かような実態とおりのことを事前に会派代表者に報告し、会派代表者が承認を与えることはあり得ない。

j 番号14の支出

1 審被告は、「平成13年9月中旬ころ、P6に所属していた亡P9議員は、P6の代表者会長であるP25議員及び経理責任者としてP6の政務調査費の管理をするP26議員その他所属議員全員が出席する会派会議において、同月下旬に2泊3日で釧路市及び旭川市に出張し、釧路で漁業の調査及びウオーターフロント施設「P27」の視察をし、旭川で地場産業である木工展示場及びP28等の視察をするため、P6の政務調査費からその費用を支出してもらいたい旨要請し、その承認を得た。」と主張するが、会議録の類は提出されていない。

また、調査の実態は極めてずさんであり、かような実態とおりのことを事前に会派代表者に報告し、会派代表者が承認を与えることはあり得ない。」

- (2) 原判決19頁20行目冒頭から20頁10行目末尾までを削除する。
- (3) 原判決21頁23行目冒頭から、22頁12行目末尾までを次のとおり改める。

「イ 本件条例及び本件規則は、法100条12項及び13項と同じく平成13年4月1日施行されたところ、参加人P3、参加人P4、P5は、その施行のころ、また、P6は、これが設立された同年5月28日ころ、いずれも会派として、所属議員によって政務調査費に関して協議を行い、いずれも1審被告から交付される政務調査費は経理責任者がこれを管理し、所属議員が政務調査費からの支出を求めるときには、その調査研究活動の内容とこれに必要な政務調査費から支出を求め金額を会派に申請し、代表者及び経理責任者からその活動内容と金額の承認を得たうえで、経理責任者からその金員の交付を受けることが決定され、これを会派の申し合わせとして以後そのとおりの運用

がなされてきた。これによれば、それら会派として承認をなす権限は、その協議による決定によって、会派代表者及び経理責任者にこれが授与されたものである。

本件上告審判決は、「本件用途基準にいう「会派が行う」調査研究活動には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのもので承認する方法によって行うものも含まれると解すべきである。そして、一般に、会派は、議会の内部において議員により組織される団体であり、その内部的な意思決定手続等に関する特別の取決めがされていない限り、会派の代表者が会派の名においてした行為は、会派自らがした行為と評価されるものである。

そうすると、本件各支出について、1 審被告の主張する、各会派の所属議員が、具体的な調査研究活動ごとに、その活動内容及びこれに必要な政務調査費からの支出を求める金額を会派に申請し、会派の代表者及び経理責任者からその活動内容及び金額の承認を得た上で、経理責任者からその金員の交付を受けたという事実が認められれば、本件各会派の代表者がした承認は、会派の名において、各所属議員の発案、申請に係る調査研究活動を会派のためのもので当該議員にゆだね、又は会派のための活動として承認する趣旨のもので認める余地があり、そのように認められる場合には、本件用途基準にいう「会派が行う」との要件は満たされることになる。」旨判示した。

そして、本件各支出は、前記各会派の申し合わせどおりの運用によりされたものであるところ、これによれば、本件各支出にかかる調査研究活動は、本件上告審判決にいう「会派ためのもので当該議員にゆだね、又は会派のための活動として承認したもの」として「会派が行う」との要件を満たすものというべきである。」

(4) 原判決 2 2 頁 1 5 行目の「1 5 ないし 1 8」及び原判決 2 5 頁 1 7 行目冒頭から 2 6 頁 5 行目末尾までを削除する。

(5) 原判決 3 0 頁 2 1 行目冒頭から 3 1 頁 1 3 行目末尾までを削除する。

第 3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、番号 7 ないし 9 及び 1 4 の各支出は、市政に関する調査研究に資するために必要な経費に充てられたものとは認められないが、その余の支出は、違法ではないと判断する。その理由は、次のとおり訂正、削除するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第 3 当裁判所の判断」の 1, 2 (原判決 3 1 頁 1 5 行目から 6 6 頁 7 行目まで) のとおりであるから、これを引用する。

原判決 3 4 頁 6 行目冒頭から同頁 1 6 行目までを、次のとおり改める。

「 以上によれば、本件用途基準にいう「会派が行う」調査研究活動には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれると解すべきである。そして、一般に、会派は、議会の内部において議員により組織される団体であり、その内部的な意思決定手続等に関する特別の取決めがされていない限り、会派の代表者が会派の名においてした行為は、会派自らがした行為と評価されるものである。

そして、証拠(乙 1 4, 乙 C 5, 丙 A 3 7, 丙 B 4 0, 証人 P 1 1 (差戻前 2 審))及び弁論の全趣旨によれば、本件各会派における政務調査費の支出に関しては、会派の内部的な意思決定手続等に関して特別な取決めはされておらず、当該議員が、当該会派の代表者及び経理責任者に政務調査費用支出の承認を受けて、経理責任者から、支払を受けるという運用がされていたことが認められる。この点、証人 P 1 1 の証言及び P 2 9 の陳述書(丙 B 4 0 号証)中には、参加人 P 4 においては、政務調

査の行き先，調査内容，日程等につき，毎週行われる議員団会議で協議し，承認するという手続を経ていたとの部分があるが，同証人の他の証言部分に照らし，採用できない。

なお，1審原告控訴人らは，会派代表者及び経理責任者が承認を下すには，調査先及び調査内容のほかに，函館市政とどのようなつながりがあるか（市政との関連性），なぜ，それを今する必要があるのか（調査の必要性）ということについても，事前あるいは事後に会派代表者及び経理責任者に報告することが必要であると主張するが，，の要件が，「会派が行う」といえるための必須の条件であるとは考えられないので，上記主張は採用できない。

以下，本件各支出について，検討を加える。

ア 番号1及び2の各支出について

証拠（甲5の1の3，丙A1，証人P30（原審））及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

P30議員は，平成14年2月8日に東京都で開催される本件研修会に参加するため，旅行の目的欄に「公共入札の改革，その課題と展望の研修セミナー参加」，用務地欄に「東京都」とそれぞれ記載された政務調査費支出伝票（旅費）を作成提出し，参加人P3代表者（P30議員自身）及び経理責任者（P31）の押印を得て，同月1日，本件研修会に参加するための旅費（交通費，宿泊費及び日当3日分）として合計8万6040円を同会派から受領し，また，同月10日に東京都で開催される本件シンポジウムに参加するため旅行の目的欄に「難聴者聞こえと生活実態についてのシンポジウム参加」，用務地欄に「東京都」とそれぞれ記載された政務調査費支出伝票（旅費）を作成提出し，同会派の代表者（P30議員自身）及び経理責任者（P31）の押印を得て，同月1日，本件シンポジウムに参加するための旅

費（交通費，宿泊費及び日当２日分）として合計８万３０４０円を同会派から受領した。

P 3 0 議員は，本件研修会に参加した後の同月１２日及び本件シンポジウムに参加した後の同月１８日，いずれも会派代表者宛てに報告書を提出した。

イ 番号３の支出について

証拠（甲５の２の１，丙Ａ２，証人P 3 2（原審））及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

P 3 2 議員は，平成１３年４月１４日から同月１７日までの間に福井県小浜市の魚市場，石川県輪島市の朝市及び金沢市の 駅周辺を視察した。

P 3 2 議員は，上記視察後の同月２０日，旅行目的欄に「函館市と類似する都市の街づくりと状況についての調査」，用務地に「小浜市，輪島市，金沢市」とそれぞれ記載された政務調査費支出伝票（旅費）を作成提出し，参加人P 3 代表者及び経理責任者の押印を得て，上記視察に要した旅費（交通費，宿泊費及び日当）として合計１４万７１９０円を同会派から受領した。

P 3 2 議員は，上記視察の後の同月２５日，会派代表者宛てに報告書を提出した（なお，同報告書の宛先欄は空欄ではあるが，同報告書の趣旨及び内容からみて，宛先は会派代表者であると認めるのが相当である。）。

ウ 番号４の支出について

証拠（甲５の２の３，丙Ａ２，証人P 3 2（原審））及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

P 3 2 議員は，平成１３年５月３０日及び３１日に東京都の防災計画についての調査を行うため，旅行の目的欄に「東京都の防災計画に

についての調査」，用務地欄に「東京都」とそれぞれ記載された政務調査費支出伝票（旅費）を作成提出し，参加人 P 3 代表者（ P 3 3 議員）及び経理責任者の押印を得て，同月 2 8 日，上記調査を行うための旅費（交通費，宿泊費及び日当）として合計 6 万 7 2 4 0 円を同会派から受領した。

P 3 2 議員は，上記調査を行った後の同年 6 月 5 日，会派代表者宛てに報告書を提出した（なお，同報告書の宛先欄は空欄ではあるが，同報告書の趣旨及び内容からみて，宛先は会派代表者であると認めるのが相当である。）。

エ 番号 5 の支出について

証拠（甲 5 の 2 の 7 ，丙 A 4 ，証人 P 3 3 (原審)）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

P 3 3 議員は，平成 1 3 年 1 0 月 1 4 日から同月 1 6 日の間に金沢市の高次都市機能についての調査を行うため，旅行の目的欄に「高次都市機能調査「 P 1 0 」」，用務地欄に「金沢市」とそれぞれ記載された政務調査費支出伝票（旅費）を作成提出し，参加人 P 3 代表者（ P 3 0 議員）及び経理責任者（ P 3 1 ）の押印を得て，同月 1 0 日，上記調査を行うための旅費（交通費，宿泊費及び日当）として合計 1 1 万 3 9 8 0 円を同会派から受領した。

P 3 3 議員は，上記調査を行った後の同年 1 1 月 5 日，会派代表者宛てに報告書を提出した。

オ 番号 6 の支出について

証拠（甲 5 の 2 の 8 ，丙 A 3 ， 4 ，証人 P 3 4 (原審) ，証人 P 3 3 (原審)）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

P 3 4 議員及び P 3 3 議員は，平成 1 3 年 1 1 月 1 2 日から同月 1 6 日の間に鹿児島市，山口市及び静岡県富士宮市において環境行政等

の調査を行うため、旅行の目的欄に「環境行政，高等教育問題，国際交流事情調査」，用務地欄に「鹿児島市，山口市，富士宮市」とそれぞれ記載された政務調査費支出伝票（旅費）を作成提出し，参加人 P 3 代表者（P 3 0 議員）及び経理責任者（P 3 1）の押印を得て，同月 7 日，上記調査を行うための旅費（交通費，宿泊費及び日当）としてそれぞれ合計 19 万 4 0 3 0 円（二人の合計額 3 8 万 8 0 6 0 円）を同会派から受領した。

P 3 4 議員及び P 3 3 議員は，上記調査を行った後の同年 1 2 月 5 日，会派代表者宛てに報告書を提出した。

カ 番号 7 の支出について

証拠（甲 6 の 2 の 1 ，丙 B 1 の 1 ，証人 P 1 1 (原審)）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

P 1 1 議員は，平成 1 3 年 5 月 2 1 日から同月 2 4 日までの間に東京都目黒区，渋谷区及び中央区の視察を行うため，旅行目的欄空欄，用務地に「東京都目黒区，渋谷区，中央区」と記載された参加人 P 4 あての政務調査費支出伝票（旅費）（なお，代表者欄には「幹事長 P 3 5」，経理責任者欄には「P 2 9」と各記名がされている。）を作成提出し，同月 1 0 日，上記視察を行うための旅費（交通費，宿泊費及び日当）として合計 1 0 万 2 8 4 0 円を同会派から受領した。

P 1 1 議員は，同月 2 1 日から同月 2 4 日までの間，東京都目黒区，渋谷区及び中央区を視察した。そして，P 1 1 議員は，上記視察の後の同月 3 0 日，同会派代表者である P 3 5 宛てに報告書を提出した。

参加人 P 4 の代表者である P 3 5 から P 1 1 議員に対し，番号 7 の支出に関し，問題の指摘等がされたことはない。

キ 番号 8 の支出について

証拠（甲 6 の 2 の 3 ，丙 B 1 の 1 ，証人 P 1 1 (原審)）及び弁論の

全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

P 1 1 議員は、平成 1 3 年 1 0 月 2 0 日及び 2 1 日に P 1 6 の視察を行うため、旅行目的欄に「P 1 6 とイベント開催時の運営管理について」、用務地に「札幌市」と記載された参加人 P 4 あての政務調査費支出伝票（旅費）（なお、代表者欄には「幹事長 P 3 5」、経理責任者欄には「P 2 9」と各記名がされている。）を作成提出し、同月 1 5 日、上記視察に要する旅費（交通費、宿泊費及び日当）として合計 3 万 6 4 8 0 円を同会派から受領した。

P 1 1 議員は、同月 2 0 日及び 2 1 日、P 1 6 及び P 1 7 展を視察した。そして、P 1 1 議員は、上記視察の後の平成 1 4 年 1 月 3 0 日、同会派代表者である P 3 5 宛てに報告書を提出した。

参加人 P 4 の代表者である P 3 5 から P 1 1 議員に対し、番号 8 の支出に関し、問題の指摘等がされたことはない。

ク 番号 9 及び 1 0 の各支出について

証拠（甲 6 の 2 の 4、丙 B 1 の 1、証人 P 1 1（原審））及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

P 1 1 議員は、平成 1 4 年 1 月 2 0 日及び 2 1 日に札幌市で開催されている「P 1 8」展の視察を行うため、旅行目的欄に「「P 1 8」展の視察」、用務地に「札幌市」と記載された参加人 P 4 あての政務調査費支出伝票（旅費）（なお、代表者欄には「幹事長 P 3 5」、経理責任者欄には「P 2 9」と各記名がされている。）を作成提出し、同月 1 8 日、上記視察に要する旅費（交通費、宿泊費及び日当）として合計 3 万 6 4 8 0 円を同会派から受領した。

P 1 1 議員は、同月 2 0 日及び 2 1 日、P 1 8 展の視察を行い、同会場において、本件書籍を 3 5 0 0 円で購入し、後日、本件書籍代金 3 5 0 0 円を同会派から受領した。

そして、P 1 1 議員は、上記視察の後の同月 3 0 日、同会派代表者である P 3 5 宛てに報告書を提出した。

参加人 P 4 の代表者である P 3 5 から P 1 1 議員に対し、番号 9 及び 1 0 の支出に関し、問題の指摘等がされたことはない。

ケ 番号 1 1 の支出について

証拠（甲 6 の 3 の 4 ，丙 B 1 の 1 ，証人 P 1 1 (原審)）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

P 1 1 議員は、平成 1 4 年 3 月 3 日、音楽を函館市の街作りにどのように活かしていくか等を検討する上で参考とするため、P 3 6 氏の作曲に係る作品が収録された C D や、同氏と関係の深い演奏家が演奏した作品が収録された C D 等合計 1 4 点を購入し、その費用として合計 4 万 4 7 0 0 円を支出した。また、P 1 1 議員は、同日、支払先欄に「P 3 7 財団」、摘要（品名）欄に「C D 代」と記載された参加人 P 4 あての政務調査費支出伝票（一般）を作成提出し、代表者（P 1 1 議員自身）及び経理責任者（P 2 9）の押印を得て、同日、上記 C D 購入費合計 4 万 4 7 0 0 円を「資料購入費」として同会派から受領した。

コ 番号 1 2 の支出について

証拠（甲 7 の 1 の 1 ，乙 C 1 の 1 ， 2 ，乙 C 3 ）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

P 1 9 議員は、平成 1 3 年 4 月 1 3 日、函館市民の食生活及び食文化について意見交換するため、食の祭典に出席し、その費用として 1 万円を支出した。また、P 1 9 議員は、同日、支払先欄に「P 2 0 協会 P 2 1 支部」、摘要（品名）欄に「研修会会費」と記載された P 5 あての政務調査費支出伝票（一般）を作成提出し、代表者（P 1 9 議員自身）及び経理責任者の押印を得て、同日、上記食の祭典出席費用

1万円を「研究研修費」として同会派から受領した。

サ 番号13の支出について

証拠（甲7の2の1，丙C1，証人P9（原審））及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

亡P9議員は，平成13年4月30日から同年5月2日の間に商店街の調査及び函館港に係留されている連絡船の運営方法に関する調査を行うため，旅行の目的欄に「これからの市場と函館港に係留されている連絡船について」，用務地欄に「東京都」とそれぞれ記載された政務調査費支出伝票（旅費）を作成しP5に提出し，同会派代表者（P19議員）及び経理責任者（P26）の押印を得て，同月24日，上記調査を行うための旅費（交通費，宿泊費及び日当）として合計8万5040円を同会派から受領した。

また，亡P9議員は，上記調査を行った後の同年6月4日，会派代表者宛てに報告書を提出した（なお，同報告書の宛先欄は空欄ではあるが，同報告書の趣旨及び内容からみて，宛先は会派代表者であると認めるのが相当である。）。

シ 番号14の支出について

証拠（甲8の2の2，丙C4，証人P9（原審））及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

亡P9議員は，平成13年9月22日から同月24日までの間に漁港や旭川市内を視察した。

亡P9議員は，上記視察後の同月27日，旅行目的欄に「漁港調査，旭川観光調査」，用務地に「釧路市，旭川市」とそれぞれ記載された政務調査費支出伝票（旅費）を作成しP6に提出し，P6の代表者及び経理責任者の押印を得て，上記視察に要した旅費（交通費，宿泊費及び日当）として合計7万7760円を同会派から受領した。

また、亡P9議員は、上記視察の後の同月25日、会派代表者宛てに報告書を提出している（なお、同報告書の宛先欄は当初函館市議会議長と記載されていたものが二本線で抹消されているものであるところ、同報告書の趣旨及び内容からみて、宛先が会派代表者であることが認められる。）。

以上の各事実が認められる。

上記各認定事実によれば、番号1ないし14の各支出に関し、上記各会派の議員らは、具体的な調査研究活動ごとに、その活動内容及びこれに必要な政務調査費からの支出を求める金額を会派に申請し、会派の代表者及び経理責任者からその活動内容及び金額の承認を得た上で、経理責任者からその金員の交付を受けたと認めるのが相当であり、かつ、本件各会派の代表者がした承認は、会派の名において、各所属議員の発案、申請に係る調査研究活動を会派のためのものとして当該議員にゆだね、又は会派のための活動として承認する趣旨のものとして認めることができる。

よって、上記各支出は、本件基準にいう「会派が行う」との要件を満たすというべきである。」

2 結論

以上のとおりであるから、参加人P4による番号7ないし9の各支出、P6による番号14の支出は、いずれも本件用途基準に反し違法であるから、参加人P4は、番号7ないし9の各支出に係る支出金額合計17万5800円を、P6は、番号14の支出に係る支出金額7万7760円を、それぞれ函館市に対し返還すべき義務を負う。

したがって、1審原告らの請求は、1審被告に対し、参加人P4に17万5800円及びこれに対する平成15年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を、P6に7万7760円及び及びこれに対する平成15年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を、それぞれ請求するこ

とを求める限度で理由があり，その余はいずれも理由がない。

よって，原判決は相当であり，本件各控訴は理由がないから，これらをいずれも棄却することとし，主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 井 上 哲 男

裁判官 中 島 栄

裁判官 中 川 博 文